



《会計・税務の知識》 合同会社のメリット・留意点

法務省の商業・法人登記統計表によると、合同会社と株式会社の設立社数の推移は、次の通りです。

	平成18年	平成19年	平成20年
合同会社	3,392	6,076	5,413
株式会社	76,570	95,363	86,222

会社法施行後、合同会社は浸透してきたといえます。そこで、今回は、運営していく上でのメリット及び留意点をまとめます。

1. 設立時のメリット

株式会社は最低限登録免許税が15万円かかりますが、合同会社は6万円です。

株式会社は公証人による定款の認証が必要ですが、合同会社は定款認証が不要です。公証人の定款認証の手数料は、5万円かかります。

2. 運営上のメリット

株式会社では取締役は最長10年で任期が到来します。しかし、合同会社では株式会社の取締役と相当する業務執行社員に任期はありません。変更登記の手間が軽減されます。

株式会社では、非上場の閉鎖会社でも、貸借対照表を公告する必要があります。しかし、合同会社では決算公告義務がありません。

3. 定款作成時の留意点

合同会社は社員総会に関する規定は法定されていないため、標準的な定款では社員総会に関する規定は記載されていません。しかし、決算が2か月以内で確定しないことが想定され、法人税などの申告期限の延長を申請する場合には、定款に「定時社員総会の時期を決算日以後3ヶ月内とする」と記載する必要があります。

株式会社では、株主が死亡すると株式は相続人が

相続により包括承継します。一方、合同会社では、社員の死亡は法定退社事由に該当します。社員が、一人しかいない場合には、誰も社員がいなくなってしまうため合同会社の解散事由に該当してしまいます。定款に、社員の相続人がその持分を承継する旨を定める必要があります。また、業務執行者を定めない限り、全ての社員に代表権があります。真にオーナー以外の方に対するけん制効果を高めるためには、オーナーのみが業務執行者に就任する必要があります。

4. 資本の留意点

株式会社は少なくとも増加資本の2分の1を資本金に繰り入れなければなりません。しかし、合同会社にはそのような規制はありません。増資の時の登録免許税は増加資本金に対して税率が課されます。合同会社では、多額の増資をする時に、資本金を少額にして、資本準備金を増加させることで、登録免許税を節税することもできます。

合同会社は、社員から持分を取得することはできません。持分を取得した場合、その持分は、資本金を減少するのと同義です。

5. 決議の留意点

合同会社は、株式会社とは異なり、出資額に関係なく社員1人あたり1議決権を保有します。

また、社員（株主）総会の招集手続などの面倒な手続は要求されておらず、迅速な意思決定が可能です。しかし、社員間で意見が対立すると、出資額にかかわらず反対する権利を有するため、会社の意思決定が硬直化する可能性があります。合同会社の決議は原則として総社員の同意が要求されますが、定款で意思決定の方法を過半数とすることも可能です。

【株式会社と合同会社の比較】

	株式会社	合同会社
設立時のメリット	登録免許税 15万円 定款認証 必要	登録免許税 6万円 定款認証 不要
運営のメリット	役員任期は最長10年 決算公告義務あり	業務執行社員任期の定めなし 決算公告義務なし
定款作成の留意点	株式は当然に相続される	相続人が持分を承継する旨記載する
資本の留意点	払込金額の半分は資本金に組み入れる 自己株式は取得できる 議決権株式数に応じて議決権を持つ	資本金組入れ規制はない 持分は取得できず、減資と取り扱う 1社員1議決権